

許可後の注意事項

(愛知県知事許可業者向け)

建設業の許可を受けた皆様に守っていただくべきことについてのご案内です。必ずお読みください。

建設業法の定めにより、

- ・ **事業年度終了届出書**の提出は、

毎年、決算終了後4か月以内に

- ・ **変更届出書**の提出は、

提出期限内に（詳しくは5ページ参照）

- ・ 許可の**更新の申請**は、

有効期間満了の3か月前～30日前に

行ってください。



はじめに

この冊子は、今回、建設業の許可を受けられた方が今後行わなければならないことを簡単にまとめたものです。

建設業の許可は5年間有効ですが、その間に様々な変更事項が発生すると存じます。毎期、財務状況は当然に変化しますし、営業所の所在地や代表者が変わることもあるでしょう。新しい許可業種が必要になるかもしれません。

変更が生じると、届出や申請が必要となる場合があります。

また、建設業の営業にあたっては、守っていただかなければならない事項が法律で定められています。

この冊子の内容をよくご覧になって、手続を忘れてたり、遅れたりすることのないようご注意ください、法律を遵守した営業を行っていただくよう、お願いいたします。

閲覧制度について

建設業の許可を受けられた方の申請書類や届出書類は公衆の閲覧に供せられます。この閲覧制度は建設業者のみなさんに関わる情報を提供し、適切な建設業者の選定の利便に供しようとするものです。

愛知県でも閲覧所を設けていますが、建設業者の主たる営業所の所在地ごとに異なっています。詳しくは、3ページをご覧ください。

目次

1. 許可申請等の注意事項	1
2. 標識（看板）の設置	2
3. 許可に関する書類の提出先および閲覧所	3
4. 許可を受けた後の届出	4
5. 更新・業種追加・許可区分の変更・許可換え等の申請	6
6. 経営事項審査	8
7. 許可業者の遵守事項	9
8. 電子申請について	9

1. 許可申請等の注意事項

近年、全国的に建設業法上の監督処分（指示、営業停止、許可取消など）事例が多発しています。

重要な事項の虚偽記載や不正の手段により許可を受けた場合は、厳しい処分がありますので、この趣旨をよく理解していただき、正しい申請をしていただくようお願いします。

また、許可後の各種届出についても、内容、提出時期について誤りがないようご注意ください。

- ① 許可申請もしくはその添付書類および各種届出書類の記載にあたっては、以下の手引き等を事前によくお読みいただいたうえで提出していただくようお願いします。

- 建設業許可申請の手引
- 建設業法による変更届等の手引
- 許可後の注意事項（本冊子）

⇒「建設業許可申請の手引」「建設業法による変更届等の手引」は、建設業・不動産業室のWebサイトからダウンロードできます（裏表紙参照）。

- ② 建設業法では、許可申請書もしくはその添付書類中に、重要な事項の虚偽記載又は重要な事実の記載もれがあった場合は、許可ができないことになっています。（建設業法第8条）

また、不正の手段（※）により許可（更新を含む）を受けた場合は、許可は取り消されることになり、その取消しの日から5年間許可を受けられないことになっています。（建設業法第29条）

- ※ 「不正の手段」とは、許可申請書およびその添付書類に虚偽の記載をしたり、許可の審査に関連する行政庁の照会、検査等に対し虚偽の回答等をしたり、あるいは暴行、脅迫その他の不正な行為により行政庁の判断を誤らせた場合などをいいます。

2. 標識（看板）の設置

建設業の許可を受けた方は、必ずその店舗および発注者から直接請け負った工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に次の標識を掲げてください。（建設業法第40条）

（1）建設業の許可を受けた建設業者が標識を店舗に掲げる場合

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
一般建設業又は特定建設業の別	許可を受けた建設業	許可番号	許可年月日
		愛知県知事許可()第 号	
		愛知県知事許可()第 号	
		⋮	
		愛知県知事許可()第 号	
この店舗で営業している建設業			

↑ 35 cm以上 ↓

← 40 cm以上 →

（2）建設業の許可を受けた建設業者（元請業者のみ）が標識を建設工事の現場に掲げる場合

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
主任技術者の氏名	専任の有無		
資格名	資格者証交付番号		
一般建設業又は特定建設業の別			
許可を受けた建設業			
許可番号	愛知県知事許可()第 号		
許可年月日			

↑ 25 cm以上 ↓

← 35 cm以上 →

- 注1 「主任技術者の氏名」の欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- 2 「専任の有無」の欄は、法第26条第3項の規定に該当する場合に、「専任」と記載し、同項第1号に該当する場合には、「非専任（情報通信技術利用）」と、同項第2号に該当する場合には、「非専任（監理技術者を補佐する者を配置）」と記載すること。
- 3 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は法第15条第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
- 4 「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第3項の規定により専任の者でなければならない監理技術者又は同項第1号若しくは第2号に該当する監理技術者を置く場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
- 5 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。

※ 標識（看板）の設置について愛知県から斡旋されているかのような営業を行う看板業者があるようですが、愛知県では看板業者の紹介、斡旋等は一切行っていませんので、ご注意ください。

3. 許可に関する書類の提出先および閲覧所

愛知県知事の建設業許可に関する書類の提出先および閲覧所は、建設業者の主たる営業所の所在地ごとにそれぞれ異なっています。

※電子申請・届出書類の閲覧は、WEBページ上で行われます（電子申請についての詳細は9頁参照）。

主たる営業所の所在地	提出先および閲覧所	電話番号
名古屋市全域	愛知県都市・交通局都市基盤部 都市総務課建設業・不動産業室 〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2	(052)954-6503
瀬戸市、春日井市、小牧市、 尾張旭市、豊明市、日進市、 清須市、北名古屋市、長久手市、 愛知郡、西春日井郡の区域	尾張建設事務所総務課 〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-6-1	(052)961-4409
一宮市、犬山市、江南市、 稲沢市、岩倉市、丹羽郡の区域	一宮建設事務所総務課 〒491-0053 一宮市今伊勢町本神戸立切1-4	(0586)72-1465
津島市、愛西市、弥富市、 あま市、海部郡の区域	海部建設事務所総務課 〒496-8533 津島市西柳原町1-14	(0567)24-2141
半田市、常滑市、東海市、 大府市、知多市、知多郡の区域	知多建設事務所総務課 〒475-0828 半田市瑞穂町2-2-1	(0569)21-3233
岡崎市、西尾市、額田郡の区域	西三河建設事務所総務課 〒444-0860 岡崎市明大寺本町1-4	(0564)27-2745
碧南市、刈谷市、安城市、 知立市、高浜市の区域	知立建設事務所総務課 〒472-0026 知立市上重原町蔵福寺124	(0566)82-3114
豊田市、みよし市の区域	豊田加茂建設事務所総務課 〒471-0867 豊田市常盤町3-28	(0565)35-9312
新城市、北設楽郡の区域	新城設楽建設事務所総務課 〒441-1354 新城市片山字西野畑532-1	(0536)23-5111
豊橋市、豊川市、蒲郡市、 田原市の区域	東三河建設事務所総務課 〒440-0801 豊橋市今橋町6	(0532)52-1312

4. 許可を受けた後の届出

許可を受けた後は、法人、個人にかかわらず毎年事業年度終了後4か月以内に「事業年度終了届出書」を提出しなければなりません。

また、許可申請書および添付書類の内容に変更が生じた場合には、提出期限内に「変更届出書」等を提出する必要があります。

なお、届出に際しては、資料添付が必要となる場合があります。

届出の提出が遅れた場合は、法令に基づく罰則や監督処分の対象となりますので、法令を遵守していただきますようお願いいたします。

※必要な事業年度終了届出書や変更届出書等の提出がなされていないと、更新の申請をすることができません。特に、経營業務の管理責任者や営業所技術者等の在職状況については、許可要件に関わる事項ですので、届出が遅れないよう注意してください。

届出手続の詳細については、「建設業法による変更届等の手引(変更届出書編)」及び「建設業法による変更届等の手引(事業年度終了届編)」をご覧ください。
⇒建設業・不動産業室のWebサイトからダウンロードできます(裏表紙参照)。

お知らせ

令和2年10月1日から、社会保険の加入が許可要件となったことに伴い、変更届出の手続が変わりました。

- 健康保険等の加入状況に変更があった場合、営業所を新設した場合は、事実発生後2週間以内に変更届(様式第7号の3)を提出する必要があります。
- 事業年度終了時点において従業員数に変更があった場合は、事業年度終了届出書と一緒に変更届(様式第7号の3)を提出する必要があります。(使用人数(様式第4号)も同時に提出してください。)

※許可を受けた後の届出等一覧

届出事項	提出期限	備考
事業年度(決算期)が終了したとき<毎期提出>	毎事業年度 経過後 4か月以内	事業年度終了届出書 一式
定款の変更(定款または株主総会議事録の写し)		} 事業年度終了届出 書と併せて提出
使用人数の変更		
健康保険等の加入状況の変更 (従業員数のみの変更の場合)		
健康保険等の加入状況の変更 (加入状況に変更があったとき、営業所を新設したとき)	事実発生後 2週間以内	許可要件に関わる事項 です。届け忘れがない よう、ご注意ください。
常勤役員等(経營業務の管理責任者等)、常勤役員等及 び当該常勤役員等を直接に補佐する者の変更(氏名の変 更を含む)		
営業所技術者等の変更(氏名の変更を含む)		
令第3条に規定する使用人の変更		
商号又は名称の変更	事実発生後 30日以内	「役員等」には、法人の 役員その他、顧問・相談 役・株主(総株主の議 決権の100分の5以上 を有する個人又は出資 総額の100分の5以上 に相当する出資をして いる個人)が含まれます (監査役は除きます)。
既存の営業所の名称、所在地又は業種の変更		
営業所の新設又は廃止		
資本金額(出資総額)の変更		
法人の役員等の変更 (就退任、代表者の変更、常勤⇔非常勤、氏名の変更等)		
個人の事業主の氏名の変更		
個人事業主で支配人を設けている場合の支配人の変更 (氏名の変更、新任、退任)		
営業所技術者等の削除(交替者がいない場合)、欠格要 件該当	事実発生後 2週間以内	
廃業(許可を受けた建設業)	廃業から 30日以内	許可業種の一部を廃業 する場合は変更届等の 提出が必要

5. 更新・業種追加・許可区分の変更・許可換え等の申請

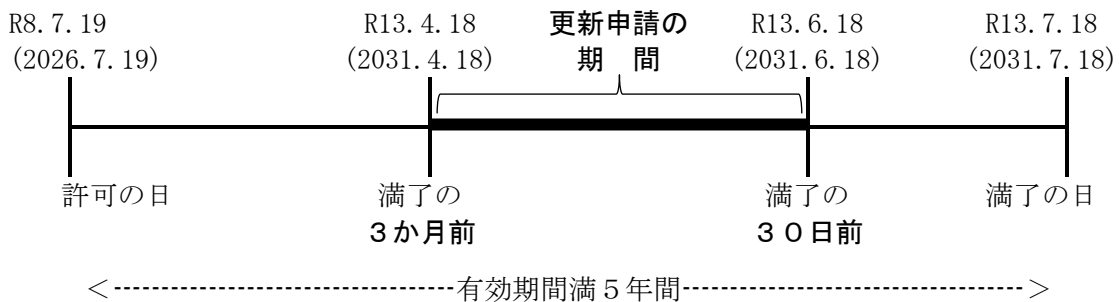
詳細については、「建設業許可申請の手引き（申請手続編）」及び「建設業許可申請の手引き（申請書記載例編）」をご覧ください。
⇒建設業・不動産業室の[Webサイト](#)からダウンロードできます（裏表紙参照）。

（1）許可の更新

建設業許可の有効期間は、許可のあった日から満5年間です。例えば、令和8年7月19日に許可を受けた場合は、令和13年7月18日が満了日です（満了日が閉庁日であってもその日をもって満了するので注意してください）。

引き続き建設業を営もうとする場合は、有効期間満了の30日前までに許可の更新の申請をしてください。なお、愛知県では満了の日の3か月前から受付を行っていますので、できるだけ早く申請をしてください。

なお、この間（許可の日から満了の日）に必要な事業年度終了届出書や変更届出書等の提出がなされていないと、更新の申請をすることができません。特に、経營業務の管理責任者や営業所技術者等の在職状況については、許可要件に関わる事項ですので、届け忘れがないよう注意してください。



(2) 許可業種の追加<業種追加>

建設業許可は、業種別許可制度です(29業種に分かれています)。

現在受けている許可業種以外の業種の工事は、軽微な工事又は附帯工事を除いて請け負うことはできません。許可を受けていない業種で軽微でない工事を請け負う場合には、該当業種について別途許可を受けてください。

なお、業種追加の申請を現在受けている許可の更新と同時に一本化(許可の日を同じにする)で行う場合には、現在の許可の有効期間満了の30日前までに申請をしなければなりません。

(3) 許可区分(一般⇔特定)の変更<般・特新規>

建設業許可は、一般建設業の許可と特定建設業の許可に分かれています。

発注者から直接請負った1件の工事を施工するにあたり、下請代金の合計の金額が5,000万円(建築一式工事については8,000万円)(いずれも消費税および地方消費税を含み、元請負人が提供する材料等の価格は含まない。)となるような下請契約をして施工する場合は、特定の建設業許可が必要です。

なお、現に受けている一般又は特定建設業許可は、新たに特定又は一般建設業の許可(現に受けている許可と異なる区分の許可)を受けたときにその効力を失います。

また、般・特新規の申請を現在受けている許可の更新と同時に一本化(許可の日を同じにする)で行う場合には、現在の許可有効期間満了の30日前までに申請をしなければなりません。

(4) 許可換え(愛知県知事許可→他の都道府県知事許可・大臣許可)

建設業許可は、知事許可と大臣許可に分かれています。

許可を受けた後、次の事項に該当した場合は許可換えの申請をしてください。

①他の都道府県に支店又は営業所を設けた場合

⇒国土交通大臣へ許可換えの申請

②他の都道府県に主たる営業所を移転した場合

⇒当該都道府県知事へ許可換えの申請

なお、現に受けている愛知県知事許可は、新たな許可を受けたときにその効力を失いますので、廃業届等の提出は不要です。

※許可申請手数料

申請区分	許可の区分 一般又は特定の一方のみ 申請する場合	一般と特定の両方を 申請する場合
1. 新規	90,000円	180,000円
2. 許可換え新規	90,000円	180,000円
3. 般・特新規	90,000円	
4. 業種追加	50,000円	100,000円
5. 更新	50,000円	100,000円
6. 般・特新規＋業種追加		140,000円
7. 般・特新規＋更新		140,000円
8. 業種追加＋更新	100,000円	※
9. 般・特新規＋業種追加＋更新		190,000円

※ 一般又は特定の一方のみで追加＋一般と特定の両方を更新 150,000円
 一般と特定両方で追加＋一般と特定の両方を更新 200,000円

《大臣許可に許可換えする場合》

申請区分	許可の区分 一般又は特定の一方のみ 申請する場合	一般と特定の両方を 申請する場合
1. 許可換え新規	150,000円	300,000円

6. 経営事項審査

公共性のある施設又は工作物に関する建設工事（国、県、市町村、公社等の発注する工事）で、建築一式工事は1,500万円以上、その他の工事は500万円以上のものを直接請け負おうとする建設業者は、経営に関する客観的事項の審査（経営事項審査）を受けなければなりません。

また、発注者である公共機関と請負契約を締結する際に、その日より1年7か月以内に審査基準日のある経営事項審査の結果通知書がなければなりません。

⇒詳しくは「経営事項審査申請等の手引」をご覧ください。

建設業・不動産業の[Webサイト](#)からダウンロードできます（裏表紙参照）。

7. 許可業者の遵守事項

建設業者は、技術者の配置、施工体制台帳の作成、施工体系図の掲示等、遵守すべき規定があります。

⇒詳しくは、国土交通省 中部地方整備局（建政部建設産業課）作成「建設業法に基づく適正な施工の確保に向けて」を参照してください。

<https://www.cbr.mlit.go.jp/kensei/info/qa/qa.htm>



8. 電子申請について

令和5年1月10日から、建設業許可・経営事項審査の申請等について、建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP）により電子申請ができるようになりました。

○電子申請ができる手続

- ・建設業許可申請（新規、許可換え新規、般・特新規、業種追加、更新）
- ・変更届（事業年度終了届出書含む）
- ・廃業届
- ・経営事項審査申請

⇒詳しくは、建設業・不動産業室のWebサイト「建設業許可・経営事項審査の電子申請について」をご覧ください。

<https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyo-fudosangyo/jcip.html>



各種手引および許可申請書等書類の入手方法

愛知県の建設業・不動産業室～建設業・宅地建物取引業・不動産鑑定業～のWebサイトからダウンロードできます。



(<https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyo-fudosangyo/>)

Google や Yahoo!などの検索サイトで「愛知県 建設業・不動産業室」と検索



現在地 ホーム > 建設業・不動産業室～建設業・宅地建物取引業・不動産鑑定業～

足あと ホーム > 検索結果一覧 > 建設業・宅地建物取引業・不動産鑑定業トップ

建設業・不動産業室～建設業・宅地建物取引業

■ **受付時間のご案内** ※土・日・祝 休日は及び年末年始
<自治センター2階> **建設業**の受付窓口は、
午前9時から11時30分まで 午後1時から4時30分まで
<自治センター3階> **宅地建物取引業・不動産鑑定業**の受付窓口は、
午前9時から11時30分まで 午後1時から4時30分まで



- 「建設業許可（手引き・様式）」から
- ・建設業許可申請書（新規、業種追加、更新など）様式
- ・事業年度終了届出書 様式
- ・変更事項の届出書類（廃業届含む）様式
- ・「建設業許可申請の手引（申請手続編）（申請書記載例編）」
- ・「建設業法による変更届等の手引（事業年度終了届編）（変更届出書編）」

のダウンロードができます。

☆建設業許可に関する「お知らせ」を掲載しています。

- 「経営事項審査（手引き・様式）」から
 - ・経営事項審査関係様式
 - ・「経営事項審査申請等の手引」
- のダウンロードができます。

本県では毎年、建設業者の皆様を対象とした研修会を開催しておりますので、是非ご参加ください。また、Youtubeチャンネルに説明動画を掲載しましたので是非ご覧ください。開催の詳細につきましては、当室Webサイトでお知らせいたします。



令和8年3月版

愛知県都市・交通局都市基盤部都市総務課建設業・不動産業室